

論文

## 保育所における児童虐待と保護者支援

高橋伸夫

〔抄録〕

本稿は、虐待予防の社会的啓発による関心の高まりの中で、児童虐待発見へのまなざしの強まりは、虐待という概念の捉え方を押し広げていないか、育児の不十分さや混乱として許容し、援助・支援していくという視点が意外なほど欠けていないか。また、育児の不十分さや混乱を抱える親が安心して相談でき、親として成長できるような「支援」型の子育て支援が求められているのではないか。その点で、保育所における虐待関連事案への支援・援助の実際に学ぶべきものが多いことを明らかにしたいと考えた。

そこで、修士論文作成の過程で行った保育所・保育士へのアンケート調査のうち、まだ検討が不十分であった自由記載欄の回答の再分析を行い考察した。

子育て期の家族が「次のステップ」へと踏み出すための「保育」を生活に織り込んでいき、リスクや育児の不安や混乱、虐待の芽を予見し、親子が必要とする「レジリエンスを生みだす場」を保育所の生活から引き出し、作り出していくことが求められていることがわかった。

キーワード：児童虐待、保育所、保護者支援、子どもの貧困、レジリエンス

### はじめに

修士論文<sup>[注1]</sup>をとおして、保育所において虐待や疑いを見過ごしていることは少なく、保育所内で支援が既に開始されていることが多く、子どもの様子や保護者の様子を常にモニターされていることが明確になった。また、通告取扱件数の増加の伸びが顕著な警察からの通告や近隣からの泣き声通告等と、保育所からの通告を同列視することの難しさ、ハードルの違いがあることも鮮明になってきた。つまり、①今日、虐待の相談・通告件数が大幅に増大しつつあると言われるが、警察からの通告や近隣からの泣き声通告等による通告取扱件数の増加は、子育て中の家庭に起こる、育児不安や混乱を広く「虐待」として捉えることになり、親を法的に取

り締まる社会システムを生むのではないか。そのために親は子育ての悩みや混乱を相談できず、抱え込むことによって、問題が一層深刻化するのではないか。②それに対して、保育所の職員が育児困難ケースと思われる保護者を受けとめて行っている相談支援は、子どもと家族をぎりぎりの所で支え励ます社会システムになりうるのではないかとと思われる。

この問題に迫るため、修士論文を作成するにあたり実施した、保育所・保育士へのアンケート調査の「保育士と保護者とのコミュニケーションの取り方」に関する自由記述欄の再分析によって、その相談支援の実態が鮮明にでき、問題解決にアプローチできるのではないかと考えた。増加する児童虐待に対して保育分野での葛藤や課題をより明確にし、児童虐待と対峙しながら親も子どもも育ち合えるかけがえのない場所としての保育所の役割を明らかにしたい。

## 第1章 児童虐待通告の実態と課題

### 第1節 児童虐待通告取扱件数の分野別・虐待種別の推移

全国の児童相談所が2018年度に児童虐待の相談・通告を受けて対応した件数が全国（速報値）で15万9,850件に上ったことが厚生労働省のまとめで公表された<sup>(1)</sup>。1990年の統計開始から28年連続の増加で、1990年度の相談・通告件数1,101件を1とした場合、145倍という、急増ぶりが顕著に示されている。

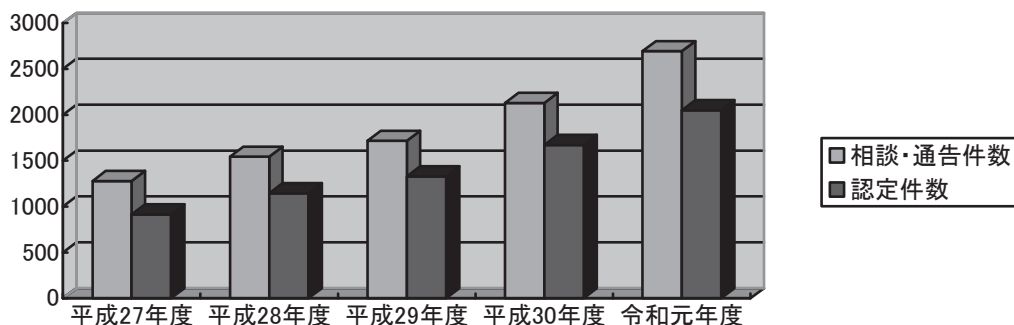


図1 令和元年度の児童虐待相談通告及び認定の状況（京都市児童相談所広報資料2020.7.21）<sup>(2)</sup>

図1は、令和元年度京都市児童相談所が取り扱った児童虐待相談・通告件数及び認定の推移である。令和元年度の新規相談・通告件数は2,693件に対し、認定件数は2,051件で、認定割合は76%である。過去5年間の推移を見ても認定割合は、71%から78%で推移している。相談通告件数の伸びは、令和元年度と前年度を比較した場合1.26倍増の新規通告2,693件となっている。さらに、児童相談所では、再通告の相談対応も行っており、令和元年度と前年度を比較した場合1.3倍増の1,206件と報告されている。

図2は、京都市児童相談所が取り扱った児童虐待相談通告及び認定の状況である。経路別の相談・通告件数及び認定件数では、近隣知人からの相談・通告は398件で認定件数は124件（認

定率31%)警察等からの通告が最も多く、全新規通告(2,693件)中1,408件(52.3%)を占めている。5年前頃は14%台だった警察等からの通告が50%を超える状況となっている。通告されたうち、京都市児童相談所においては、約8割を児童虐待として認定し、児童の安全確認及び安全確保を最優先に保護者支援、家族再統合に向けてのねばり強い支援が行われている。

その背景には、児童虐待に対する社会的な高まりとともに、虐待死亡事例の検証の中から児童相談所と警察等の児童に関わる関係機関との連携が制度化されてきた経緯もある。特に令和元年(2019年)6月に札幌市で起きた2歳児衰弱死事件が大きな影響を与えていると言われている。札幌市の事件では、「札幌市児相や北海道警察などの連携不足から虐待が見抜けず批判が出て、児相の体制強化、警察の虐待対応の充実が図られた<sup>(3)</sup>」という。また、児童虐待の疑いのあるものについてはすべて児童相談所に通告する警察の取り組み姿勢も大きいと考えられる。児童相談所に児童通告書として通告される案件の中には、居宅内等で起こる両親等の夫婦喧嘩やDV行為、口論等が児童の面前行われる面前DV事案の通告も増加している。同時に、近隣での児童の泣き声等を聞いて児童が特定されなくても、虐待の可能性を疑い通告するという「泣き声通告」の増加も顕著である。さらに、京都府警察と京都市消防局、医療機関、児童相談所との連携が進み、児童に関わる119番通報が消防署に入り救急車が出動すると、警察本部指令に連絡が入り所管の警察官が、児童の居宅等にいち早く出向き状況を把握する消防ホットラインシステムも稼働している。

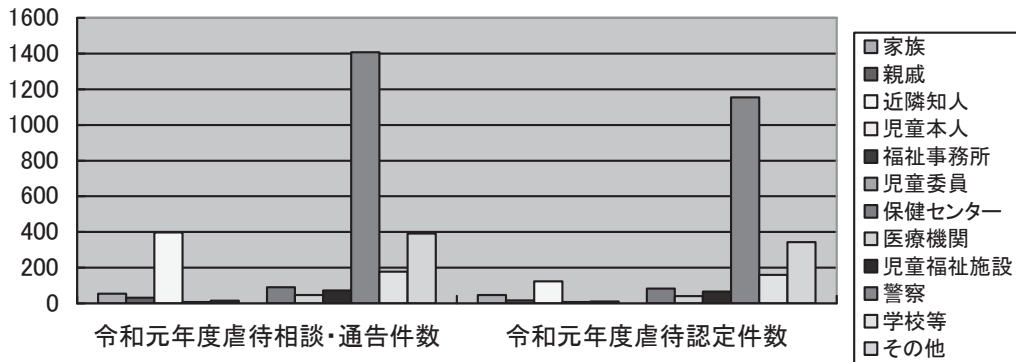


図2 令和元年度の児童虐待相談通告及び認定の状況(京都市児童相談所広報資料2020.7.21)

このような「虐待の発見へのまなざしの強まりは、おのずと虐待概念を押し広げる<sup>(4)</sup>」ことになる。つまり、子育てにおいて起こりうる、育児の不十分さや混乱(それへのケアや支援が必要)まで虐待の対象にしてしまう。そのために、「子どもへの加害、権利侵害」を防ぐのは当然であるにしても、「親からの加害から子どもを保護することが主眼」となり、「子育て支援ではなく、矯正的色彩が濃く」になってしまうのではないか。

世界的に見れば、虐待の対応システムには、親を支える「支援」型と法的に親を取り締まる「介入」型があると言われるが、わが国における児童虐待相談・通告件数の急増は、親の子育て

を監視しその責任を厳しく問い、何かがあれば、それがちょっとした育児の不十分さや混乱であっても「社会的懲罰」対象にするという傾向を強めつつあるのではないか。

これでは親は、子育てに重圧を感じ、何かがあれば自分の責任を問い、自分を責め、必要な援助を求めたり相談したりすることに大きな抵抗や壁を感じてしまうのではないか。見方をかえれば、そうならないような相談・「支援」型の子育て支援が、今切実に求められていると言える。その点で、保育所における虐待（関連）事例への支援・援助に学ぶべきものが多いように思われる。

## 第2節 本研究の目的

### (1) 先行研究の整理

児童虐待に関する調査や研究は、児童相談所や保健所等をはじめとした医療、保健、学校、児童福祉関係機関等において、子ども本人、家庭・保護者支援等に関しての調査、現状分析が幅広く行われてきている。児童の社会的養護の現状や児童虐待防止の取り組みの現状や課題、法的な施策の展開の現状や到達点、課題については「厚生労働白書」「子ども・若者白書」等にも歴史的経過、諸外国の実情も踏まえ論評されている。

たとえば、「厚生労働白書」（2018）は、児童の社会的養護の法的な施策の展開と到達点、課題をとりあげ、「児童虐待の防止等に関する法律」及び児童福祉法の累次の改正や民法などの改正により、制度的な充実が図られてきていることを明らかにしている<sup>(5)</sup>。

また「子ども・若者白書」（2019）は、虐待を受けている子供や支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を行うために、文部科学省・厚生労働省・警察庁・法務省等及び都道府県、市町村の関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことの重要性を述べている。また、社会的養護の現状や課題についてもとりあげ、里親委託や里親支援の推進の大切さも明らかにしている<sup>(6)</sup>。

一方諸外国における、児童虐待の実情を踏まえた社会的養護に関する論評はあまり見当たらない。「世界の厚生労働 2019」（2019）では、英国・フランス・スウェーデン等における社会保障施策の柱に、貧困対策が置かれているという解説があった<sup>(7)</sup>。また、畠山由佳子（2019）は「子ども虐待ケースに対する区分対応システムでの支援型対応実践モデルの開発的研究<sup>(8)</sup>」において、日本・イギリス・フランスでの児童保護システムにおける家庭支援のあり方についての比較研究を行っている。この論文で着目すべき点は、社会的養護のあり方や児童養護施設、里親制度のあり方等を分析し、貴重な提言が行われていることである。

保育所における被虐待児に関する研究には、以下のものがある。「保育白書<sup>(9)</sup>」（2015年度版から2019年度版）では、年度ごとの保育制度・施策の動向を最新データの分析と解説を行っている。とりわけ、乳幼児の虐待問題と保育所・幼稚園の課題と役割については、項目を起し解説している。たとえば、2015年度版においては「『複合的困難』としての子ども虐待」、2016

年度版では「『監視』ではなく『支援』を」、2017年度版では「『虐待』という言葉への疑問」、2018年度版においては「保育者に求められる虐待の早期発見」そして2019年度版では「虐待の背景の一つとしての貧困とその実態」をテーマとして解説している。

また、保育と虐待対応事例研究会は、「保育者のための子ども虐待対応の基本<sup>(10)</sup>」(2019)の中で、同研究会が事例検討会を積み重ねる中で、①「保育園では子ども虐待をどうとらえたらよいか。保育園でできること・できないこと」、②「保育園における虐待対応の流れ」について実践的な分析、整理を行っている。

また、滝川一廣(2017)は、「子どものための精神医学<sup>(4)</sup>」の中で、児童精神科医として多くの臨床経験に立った上で、乳幼児期から思春期の子育てをめぐる幅広い課題の現状分析、課題提起を行っている。特に、子育て困難の第一グループ(家庭内暴力、ひきこもり、摂食障害等)、子育て困難の第二グループ(児童虐待、子育て失調への家族支援、PTSD等)にカテゴリ化して分析し、子どもが社会に出てゆくむずかしさや親や支援者はどう関わるのが大切か等、幅広い問題提起を行っている。

しかし、虐待の相談・通告件数の大幅な増加が、子育て中の家庭に起こる育児不安や混乱を広く「虐待」として捉えることになり、親を法的に取り締まる社会システムを生むのではないか、という観点からの先行研究は少ない。その中で注目すべきは、アイリーン・ムンロー<sup>(註2)</sup>(2007)の研究である。ムンローは、欧米社会における虐待の対応システムには「親を支える(支援)」型と「法的に親を取り締まる(介入)」型という「2つのタイプ」があること、また「介入」型のシステムの下で、虐待概念が二分され「子育てに関わるあらゆる問題や不適切な対応まで『虐待』に括って」しまうことで「親が問題を自覚していても相談・援助を求めにくい」ため「結果として、虐待が深刻化し余計に介入を強める<sup>(11)</sup>」ことになったという。

さらに、「翻訳・子ども保護に関するマンロー報告(最終版)概要:子ども中心システムに向けて<sup>(12)</sup>」(2020)では、「子ども保護というソーシャルワーク実践においては、従来のような作業工程のマニュアル化、指示系統ラインの明確化、コンプライアンスを至上命題とするのではなく、ソーシャルワーカー自身の判断スキル、実践スキルを科学的な方法論に基づいて高め、自律的な専門職としての実践のフリーハンドの幅を拡大することを含む。それと同時に、情報の効果的な共有を前提とした多機関・他職種との連携によるシステムティックなソーシャルワーク実践を可能にしようとする発想である」とある。つまり、子ども保護に従事するソーシャルワーカーの「職業文化」が転換しつつあり、子どもや親への「規則による統制」や介入から、子どもや親の「自立」をめざす「保護システム」への転換の必要性を指摘している点である。

このムンローの指摘は、虐待通告に関する社会的なしくみづくり、あるいは保育所が子育て困難や不安を抱えている保護者に対して行う相談・支援のあり方にとって、極めて重要な観点であると思われる。

また、保育所が行っている子育て困難や不安を抱える保護者に対する相談支援活動では、保

育士一人ひとりの役割が重要である。保育士自身、揺れや戸惑いを抱えながら保護者に対応するのだが、その揺らぎや戸惑いを受けとめられたり、保育所の中で共有されることによって、より実効性のある保護者支援が可能になると思われる。しかし、保育士自身の揺れや戸惑い、苦労した経験を聞き取って、調査分析した質的研究はあまり見当たらない。

## (2) 本研究の目的

本研究の第一の目的は、虐待予防の社会的啓発による関心の高まりの中で、児童虐待発見へのまなごしの強まりは、虐待という概念の捉え方をおのずと押し広げていないか、児童虐待の概念の拡張が社会にいきわたる中で、子育て過程において当然起こりうる出来事を取り締まりや懲罰の対象にするのではなく、育児の不十分さや混乱（それへのケアや支援の必要）として許容し、援助・支援していくという視点が意外なほど欠けていないかを検討したい。

第二の目的は、育児の不十分さや混乱を抱える親が安心して相談でき、親として成長できるような「支援」型の子育て支援が、今切実に求められており、その点で、保育所における虐待関連事案への支援・援助の実際に学ぶべきものが多いことを明らかにしたい。この点は、保育所の役割の再定位にもつながると思われる。

## 第2章 研究方法

### 第1節 アンケート調査の実施と自由記載欄の分析

本研究では、修士論文作成の過程で行った保育所・保育士へのアンケート調査のうち、まだ検討が不十分であった自由記載欄の回答の再分析を行った。その理由は、回答した保育士を通して子育て困難や不安を抱える保護者の実態が見えるのではないかと考えたからである。また、保護者の不安や困難に対する相談支援活動における保育士一人ひとりの揺れや戸惑い、対応に苦労したりリアルな経験に迫ることによって、相談や「支援」のあり方についての極めて有効な手がかりが得られると考えたからである。

このアンケートについては、京都市の認可保育所・保育園（公立・民間）および京都市一時保護所を対象に行った。「子育て応援パンフレット（平成29年度京都市子ども若者はぐくみ局発行）」に基づき、京都市の公立保育所19か所、民間保育園238園、認定こども園25園、小規模保育施設111園、事業所内保育施設1園の中から、各行政区ごとに2～3保育所（園）を無作為で抽出した。公立保育所を所管する京都市については、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室幼保企画課に、アンケート実施の説明を行い、確認を得た上で実施した。また、各保育所（園）の施設長に直接面会し、調査の趣旨を説明し、保育士へのアンケートへの協力の依頼を行った。さらに都市部と中山間地域、京都市に隣接する近郊市（亀岡市）の保育所（園）にも依頼を行った。依頼を行った各施設（保育所（園）26園および京都市一時保護所1か所）

に職員数20部から25部を持参配布し、全体で600部を配布した。アンケート調査の実施時期は、平成29年9月27日から10月31日とし、無記名式・自記式の質問紙調査を実施した。質問紙は郵送法(受取人払封筒を同封)を用いて配布、回収した。

子育て家庭支援に関する保育士アンケートの保育士の認識を問う項目は、「子ども虐待対応の手引き<sup>(13)</sup>」の児童虐待アセスメントシート表を参考に作成した。ただし、法改正等により内容が変わっている項目に関しては加除修正を行ったほか、「虐待に関する認識」や「気になる家庭への支援」「児童相談所への虐待通告」等という、誘導的で直接的な表現は極力使用しないようにした。

調査項目は、3部構成とし、第1部は回答者の属性に関する3項目、第2部は保育所等で経験する可能性のある子どもの様子や家庭状況に関する設問14項目、第3部は「場面提示法」による保育士の保護者とのコミュニケーションについての設問とした。あわせて保護者とのコミュニケーションのとり方についても保育士の認識を質問した。自由記述式調査用紙では、アンケートに回答している保育士が勤務されている保育所等で、子どもや保護者とコミュニケーションがうまくいった経験や苦労した経験等があれば、自由に記述してもらった。この記述式の回答の中には、現場保育士の子どもと保護者対応、日々の保育の支援の中での生々しい事実の記録、現状の分析や評価、成果、課題が記入されていた。

### (1) 分析方法

アンケート全体の回答者の属性、保育所等で経験する可能性のある家族や家庭状況に関する回答の評価と分析は、SPSS15.OJを用い、修士論文作成時に分析済である。今回は、まだ十分な分析を行うことができなかった「子どもや保護者とコミュニケーションがうまくいった経験や苦労した経験等」の自由記述欄の回答に注目し、その質的な分析の精度を高めるため、記述内容をカテゴリーごとに分類した上で、5ステップコーディングによる質的データ分析手法SCAT<sup>(14)</sup>を用いて分析を行った。(表1参照)

表1 子育て家庭支援に関する保育士アンケート自由記載欄のストーリー・ラインの分析例

回答の分類	テキスト	〈1〉テキスト中の注目すべき語句	〈2〉テキスト中の語句の言い換え	〈3〉左を説明するテキスト外概念	〈4〉テーマ・構成概念	〈5〉疑問・課題
IV. 受容、共感	できるだけ保護者の思いによりそって話をきくようにしている。自分の答えた内容を保護者がどう受けとっているかは気になる。	思いによりそって話を聞く	傾聴	共感的理解	共感、受容	傾聴の仕方の工夫
	a. ストーリー・ライン	精神的に追い詰められている時の母にとって担任だけが味方である。話しかけていき「お母さんと一緒に子育てするよ」「お母さん大変だね」の気持ちを会話の中に入れていき「お母さんえらいよ、頑張っているね。」と大変さを理解しているよということを感じてもらうことが大切。				
	b. 理論記述	・朝、夕、顔を合わせ対面することからできる信頼				
	c. さらに追及すべき点・課題	・心のうちを聞いてあげることで落ちつきのくり返し				

この手法は、観察記録や面接記録、アンケート記述等の言語データをセグメント化し、それぞれのデータの中の〈1〉テキストの注目すべき語句〈2〉テキスト中の語句の言い換え〈3〉それを説明するテキスト外の概念〈4〉そこから浮かぶ上るテーマ・概念構成〈5〉疑問・課題を紡いでストーリー・ラインと理論を記述する手続きなどからなる分析方法である。この手法は、一つだけのケースのデータやアンケートの自由記述欄などの比較的小さな質的データ分析にも有効である。今回のアンケート自由記述欄の分析にあたって、SCATによる5ステップのコーディングとそのテーマや構成概念を紡いでストーリー・ラインと理論を記述するという手続きに拠った。

## (2) 倫理的配慮

研究の趣旨の説明およびアンケート用紙の配布は園長・主任から保育士に配布してもらい、保育士が所定の返信用封筒を用いて、個人的に郵送する方法をとることにより、返送された時点で同意が得られたものと判断した。アンケートの回答は無記名とし、回答後のデータはすべてコード化することによって匿名性を維持し、プライバシーの保護に努めた。

また、佛教大学「人を対象とする研究計画等審査委員会」の承認（申請番号 H29-35・承認番号 H29-33：(内) 学術発第 119 号 平成 29 年 9 月 27 日）を得た後、実施した。

## 第2節 保育士等への自由記述回答の概要

本調査の自由記述を通して、保育士の意識の中に、虐待が疑われる状況に遭遇した時にどのように考え対応するか、保育現場で苦慮している様子がうかがわれ、保育士が日々の保育実践の中で悩みながら、保育している姿が明確になってきた。つまり「あなたが勤務されている保育所等で、子どもや保護者とコミュニケーションがうまくいった経験や苦労した経験等があれば、記述して下さい」という自由記述質問に対して、多くの保育士が切実な経験や教訓を記述していた。

なお、その記述のひらがな記載、略字等についてはアンケート回答の主訴を変容しない形で、ストーリー・ラインに掲載し、SCAT分析の枠組みの基本書式に落とし込み（表2）、分析を行った。その結果、以下のようなカテゴリーと件数（%）が得られた。

表2 子育て家庭支援に関する保育士アンケート自由記載欄のカテゴリー分類（n=101）

カテゴリー	件数（%）	カテゴリー	件数（%）
I. コミュニケーションの取り方の工夫	30件（29.7%）	VI. 保護者同士のつながり	5件（5.0%）
II. 保護者との信頼関係	26件（25.7%）	VII. 職員間の共通理解	2件（2.0%）
III. 保護者の現状	13件（12.9%）	VIII. 保育士の悩み	2件（2.0%）
IV. 共感、受容	10件（9.9%）	IX. その他	2件（2.0%）
V. 専門機関との連携	10件（9.9%）	X. 地域との連携	1件（1.0%）



### 第3章 アンケート自由記載欄のストーリー・ラインの分析結果

SCAT分析により、アンケート自由記載欄の内容は10のカテゴリーに分類することができた(表2参照)。また、その10のカテゴリーは、「保育士と保護者との関わり」「保護者の現状やつながり」「保育士の悩みと協働」「専門機関や地域との連携等」の4つのグループに大別できた。

以下、その4つのグループごとに、結果を示したい。

その際、SCAT分析手法の開拓者である大谷尚が、「SCATを小規模データに対して適用するときは、主に対象についての記述的な理解を得ることを目的とするべきであって、その点では、ストーリー・ラインの記述的な理解を得ることを目的とすべきであって、その点ではストーリー・ラインの記述を目的とし、理論記述は不要であると考えても構わない<sup>(14)</sup>」と述べているように、ストーリー・ラインを中心に結果を示したい。

#### 第1節 保育士と保護者との関わりについて

##### (1) 「保護者の現状」について

保護者の置かれた仕事や生活の状況ともかかわって育児に対する価値観は多様である。「子どもの目に見える発達ばかりを気にされて、その子自身の力に見合わないことをさせたがる親もいて、うまく理解してもらえない」ことがある。「仕事も高度な知識を持たないとできない保護者に、身近な子育ての話が伝わらない、理解されないことが多い」「両親ともに独自の子育て論をもっておられ、“こういう性格”とまとめられてしまうことが多かった」ということもある。さらに、「外国籍の保ゴ者とのコミュニケーションがむずかしい。言葉の壁と文化のちがいは大きい」という現状もある。

保育所には子育て経験のある保育士もいて、「保護者側の気持ちや立場に置きかえて物事を見ることもできる強み」を持っているベテラン保育士もいる。しかし、「保護者から子どもへの罵声や暴力が日常化している現状があっても、いつものことだからと許してしまう」「若い職員の感覚がにぶっていると感じている保育士もいる」「母の思いを汲みとるばかりで子どもの思いは無いがしろになっている気がすることもある」など、保育士は悩んでいる。

その背景には、「約10～30年で、保護者の方の様子が激変しています。経済的背景、保護者の職場環境が激変していることによるのも大きい。職場での強いストレスにさらされている」「保護者の仕事が多忙になり、お迎えがぎりぎり、急いで帰る保護者が多くなったように思う。保育士が話しかけるのをためらうこともあり、必要な明日のことだけを伝えることになり、思いを聞いたりホッとしてもらう時間(グチを言ったり、じょうだんをいったり、心をほぐして帰ってもらいたい)が少なくなっている。」等の事情があるという。しかし、「1つづつ子どもの成長をしっかりと互いに喜びあい、“ここが悩み”というところを、リラックスして、話していただけたら、糸口がつかめる」ともいう。

## (2) 保育士が保護者との「コミュニケーションの取り方の工夫」をしている点

保育所において、保育士が保護者との「コミュニケーションの取り方の工夫」をしている点として、毎日の子どもの姿を介したやりとりの模索を通して保護者との信頼が生まれていることがわかる。この日々の営みが保育所の強みであることが明確となった。

その際、保育士が「歩み寄る」「笑顔で肯定的に話をまず聞き」という姿勢で、保護者とコミュニケーションをとることが基本である。

また、子どもの良い面を伝えることを大事にしている。なぜなら、子どものしたことを「(丸ごと)話していた為、保護者は疲れて帰ってこられた上に、子どものあまり良い面ではなく、しんどい場面を聞くのはもういい」となったりする。特に乳児期は、「(子どもが)言葉でうまく思いが伝えられず、トラブルで保護者に伝えることが多く」なるため、「コミュニケーションもうまくいかなくなる」ことが多いなど、「悩むことが多い」。

しかし、「とても楽しそうに絵を描いたので、そのことを迎えにこられた時に絵を見せながら話すと、母親が『父ちゃんにも見せよ』と子どもと絵の写真をとってくれ」たりして「関係が深まってきた」という。

つまり、日々の子どもを介したやりとり、「歩み寄る」「笑顔で肯定的に話をまず聞き」というスタンス、子どもの良い面を具体的に伝えることによって、保護者と保育士のコミュニケーションが深まったり改善されたりするとともに、保護者と子どもの関係にも反映されていくことになると言える。

とはいえ、こういう思いを伝えたいという保育士側の思いについて、「受け取る保護者が異なる解釈をしているのではと感ずることがある」という記述もあり、コミュニケーションの取り方についてはさらに深めるべき課題もある。

## (3) 保育士と「保護者との信頼関係」について

保育士と「保護者との信頼関係」については、「(保護者が言う)『いいよ』はYesなのかNoなのか(保育士にとっては、よくわからないまま)自分の思い込みで話してしまうこと」もあるが、「親が直接送り迎えをしているので顔をあわせることができ」「しんどそうな表情をした時の傾聴や一緒にどうしたらいいのか一緒に考える」ことで、その「思い込み」を避けることもできる。また、「時間外でも迎えに来られるまで子供を預かったり、母親の気がすむまで話を聞いてあげたりすることも多い」という。あるいは、「長い月日を費やし、じっくり」、「長い時間の中で子どもの良い所、気になる所を保護者の姿に合わせ伝え、積み重ねてきたことが実になった」という。

こういった点に保育所保育における「対面コミュニケーションの優位性」があり、「母親の気がすむまで話を聞いてあげたり」「虐待行為への吐露に傾聴」することで、「しんどそうな」気持ちを理解し、「母の内なる罪悪感からの開放」とともに、子どもと同様に「自分を認めてほし

い」という(母)親の思いを受けとめていくことにもなるという。

つまり問題事象が起こっても、諦めず見はなさず時間をかけて、保護者との信頼関係を作り、その信頼関係の上で、「しんどそうな」気持ちを理解したり、「母の内なる罪悪感からの開放」をしていくところに、保育所における支援と他機関でのケアの違いがあると言える。

とはいえ、日々の保護者との会話の中で、「遠回しに言うことで伝わらないことへの対応をどのように、行っていくのか」「子どもの課題や保護者の改善が必要な点を認めない親が増えており、毎年のように苦慮している」ということもある。

#### (4) 保護者との「共感, 受容」について

個別に支援の必要な子どもは、保護者の不安や混乱を引き起こす。「育児している間の記憶がない」と言われた言葉から、支援が必要なのにその原因が不明なまま、子どもを育てている期間のしんどさが伺えた。精神的に追い詰められている時の母にとって、保育所の担任は強い味方である。話しかけていき「お母さんと一緒に子育てするよ」「お母さん大変だね」という気持ちを会話の中に含んでいき「お母さんえらいよ、頑張っているね」と大変さを理解しているよ、ということを感じてもらうことが大切である。特に「心に傷を負っている親、自分を責めてしまう親の思いに耳を傾け、まずはすべてを十分受けとめ、思いに寄り添い保護者の孤立をなくす」ことが大切だという。

その際、育児の負担感は母親によって異なり、無表情であったり、ちょっとしたことで怒るといった態度を示した母親もいる。したがって、「苦勞しているのはみんな同じ」という保育士からの発信は効果的な場合もあり、受け入れる親も多いが、受け入れられずに更に不安が増幅される場合もあるので、親の状況に即して発信の仕方を考えるという。

このように、個別に支援の必要な子どもの育児に困惑する「保護者の心のうちを聞いてあげることでも落ちつくのくり返し」のなかで、「子ども自身が、本来の子どもらしさをとりもどしてくれたり、子育てのしんどい思いを吐露してくる保護者もいる」という。

#### 第2節 「保護者の現状やつながり」について

「保ゴ者同士の思いや考え方の相違」があり、そのことに本人(保護者)たちも頭をかかえていた場合、「双方にとってなるべく分かり合える、もしくは折り合いをつけられる」ようにと話し合いや普段のコミュニケーションを蜜にはしていたつもりだが、「それぞれ(保護者)の強い信念があり、一筋縄ではいかず難しい」という。共感や同意が難しくなっている背景や原因はどこにあるのかについても検討をする必要がある。また家庭背景のむずかしさ、保護者の活動で今までの参加のかたちと、保護者の生活のむずかしさもあり、行事でもシングルな家庭もあつたりなど「家庭の格差を感じている」という。そして、「相談できる相手が近くにいることはとても大切なこと」でありながら、保護者同士の「送迎時のコミュニケーションの難しさ、間合

いの取り方は難しい」と感じている。「保護者を独りぼっちにしない取り組みの大切さ」や「クレームがあった時に園全体の出来事としてみんなで考えてくれたことの大切さ」も感じている。「保護者の活動で今までの参加のかたちに変化している」点にも配慮し、保護者同士のつながりをつくっていくことが求められている。

### 第3節 「保育士の悩みと協働」について

#### (1) 「職員間の共通理解」

「保育士の独断で対応を決めたことで周り（職員間）の協力と理解が得られなかったことがある」という。特に困難ケースにおける職員集団の対応にはむづかしさがあり、職場全体としての正解が分からないし見えにくい。困難ケースの対応は、保育士の独断ではなく職員集団としての対応が重要になる。また、「保ゴ者からの相談を、前担任である中堅保育士に話してもらうことがある」ように、保護者からの相談を、前担任の中堅保育士等に依頼することも大切である。「若い現担任はいやな思いをしていない（と思う）か気をつかう」「きちんとすぐに現担任に報告するようにはしてるが、若い保育士への育成には、どうすべきか悩む」と、ベテラン保育士の配慮も大切であり、困難ケースに対応できる若い保育士の育成と中堅保育士の役割は大切である。さらに職員全体で対応するとき、その必要性の共通理解、関係性（協働性）のあり方の検討を十分に行う必要がある。

#### (2) 「保育士の悩み」について

保育士の悩みや葛藤として、子育て経験がなく、保育経験が浅い若い保育士は、保育士集団としての対応のあり方や保護者対応に苦勞している様子が伺える。また、ベテラン保育士は、若い保育士の、保育の中での悩み1つひとつにアドバイスを、細かくできないことに苦勞している様子がある。「自分は人と関わるのが苦手という意識がずっと持っている」保育士もいて、様々な葛藤を抱えながら対応している様子が鮮明に語られている。

その一方で、「日々、毎日子どもたちのちょっとした姿を伝えていくことで、保ゴ者と少しずつ間がちぢんだように感じ」ていたり、「相手の出方をみてから、自分の出方を考えてみると、同じタイプの保護者からは『先生が一番話しやすい』と言われることもあり、これが自分のスタイルでいいのかな」と思えるようになってきたという記述もある。

### 第4節 「専門機関や地域との連携等」について

#### (1) 「専門機関との連携」について

「専門機関へつなげようと話したが、受け入れられなかったケースもあり、アプローチが難しかった」「保護者との信頼関係も戻すのに時間がかかった」という。特に「父と母の子に対する認識のちがいがあがる場合、そこを共通の事として伝えにくく、子の様子の共有がしにくく療育

きかん等につなげたいがつながっていない」場合があることも指摘されていた。就学前においては、「学校と保育園の連携は重要で、就学や療育機関につなごうとする際には丁寧な対応が必要」である。

一方で「少しずつ信頼（保護者の）を得て、自ら子どもの悩みを話しはじめてくれる様になり、専門機関への働きかけがスムーズになった」とも記述されている。集団の中での我が子の姿を客観的に見てもらう様に働きかけることの大切さは重要であり、支援の必要な保護者への（障害受容の状況、両親の認識の違いなどを踏まえた）丁寧な対応が求められている。

また、専門の先生からアドバイスを受け、気になる子どもと保護者を専門機関へ繋ぐことの難しさもあり、「わが子の育ちや生活について保育所から専門機関に繋げられることで、親は不安（見放された感）を持つ場合もある」ことも十分考慮しながら連携を進める必要があることがわかった。

## (2) 「地域との連携」について

育児に困難を抱える保護者は、相談支援を受けたくてもその場や方法もわからず、地域で孤立していることが多い。それだけに、地域の「地域の社会資源を活用」し関係機関が連携して対応することが必要である。たとえば「生後3カ月の赤ちゃんを抱いて育児ノイローゼで保育所の前に立っておられた地域の親子を見つけ、園庭開放に誘ったり、子育て相談に乗ったり、地域の児童館や民生児童委員さんとも連れいして見守る中で、子育ての楽しさを知ってもらうことができ、現在はお子さん（2才）を保育園に預けて仕事に復帰されている」ケースがある。したがって、「保育所の園庭開放、子育て相談の役割の大切さ」は言うまでもない。支援につなぐためにも、「困ったときには保育所があるというメッセージを広げる」ことも大切である。

同時に、家庭内での孤立や困難を地域や親近者にもわかってもらえず、地域や親近者が現在の社会の標準的で一般的な親の見方で親に対応することで、親と地域がさらに溝が生まれることにも注意し、困難を隠そうとする傾向にある親の現状にアプローチする支援の具体化を図ることも重要である。地域で子どもをあたたく見守ることと、地域監視を強化する（泣き声通告、DV 通告等の増加）ことによって、困難や悩みを持っていてもSOSを発信しにくい母親をさらに追い詰め孤立感を増幅させない取り組みや社会環境の必要性は大きい。

## (3) 「その他」について

育児に困難を抱える保護者を支援する保育所側の問題もある。つまり、虐待から子どもを守る側の保育所が虐待の加害者であることもあるという。たとえば、「『指導が行きすぎて手を出してしまった事はありませんが虐待の事実はありません』と保育園側が言い、その話はなかった事になっている」が、「指導ならば手を出してもいいのかと保育士は疑問を持ち、目にしたものはそれ以上だったと、虐待の実態を認識している。さらに若い保育士が子どもたちに指導の

名のもとに暴力の肯定を懸念している」という記述もあった。

保育士による子どもへの「虐待」が起こる背景には、「虐待」を「指導」の一環ととらえる保育感がある。「指導ならば手を出してもいいのか」という「疑問」は当然であり、保育士自身の「虐待」を許容する認識とともに保育所全体の保育の質が問われていると言える。

その点で、「日常の保育実践の積み重ねが子どもの主体性を引き出し、親の思想や体験をも変化させることは、困難を抱え子育てに悩み出口の見えない日常に一筋の光をもたらす」「楽しくて仕方ない姿を見せる。子どもたちの主体性を引き出すとくみがか大切」であり、これこそが「保育のもっとも重要な価値、保育の質である」という記述にこめられたメッセージを大事にしたい。

## 第4章 総合考察

### 第1節 虐待概念の広がりとは「介入」型システムの意味と機能

#### (1) 「介入」型システムの意味

内外における、虐待対応の一方の大きな流れである「介入」型ケアシステムは、深刻な虐待事案や、複合的な課題を抱え持つ親への積極的な介入を通じて、親子分離をはじめ問題事象の早期解決と家族再統合を行う上では、有効であることは既に解明されているし、虐待対応の経過の中から生み出され積み重ねてきた重要なシステムである。

#### (2) 「介入」型の問題Ⅰ

その一方で、「介入」型システムは、「あるべき養育」からの逸脱者・「虐待」者として育児に不安や困難を抱える保護者を監視し、取り締まりの対象にしてしまう危険性もある。

実際、子育て中の家庭にしばしば起こる、育児不安や混乱、過失や子どもの怪我、家庭内トラブル等に対して、「虐待予防」、「虐待の予兆への懸念」、「密室での事故」、「虐待の疑いが払拭できない」等の理由で、過剰に反応し通告が増大することが、結果として虐待概念を広げ、その親を「あるべき養育」からの逸脱者・「虐待」者として監視し、取り締まりの対象にしている現状が広がっていることも事実である。第1章に記載した虐待相談・通告件数の急激な増加の背景にある事案も、これらの事案が多く含まれている点も注視する必要がある。

この点に関連して、萩原久美子（2019）の指摘は重要である。つまり、「貧困対策における就学前支援には主として、2つの観点からの政策的アプローチが提起されてきた。1つは社会的投資アプローチ、もう1つはソーシャルワークアプローチである。が、ソーシャルワークアプローチが『子育て支援』、『保護者支援』、『家庭教育支援』という名の下に『あるべき養育』からの逸脱の監視の方策として利用される懸念も生じる<sup>(15)</sup>」と指摘している。

本稿の分析でも、保護者は、「あるべき養育」からの逸脱者・「虐待」者とされることに極め

て過剰に反応していることがわかった。たとえば、「特に乳児期は、(子どもが)言葉でうまく思いが伝えられず、トラブルで保護者に伝えることが多くなるため、コミュニケーションもうまくいかなることが多いなど、悩むことが多い」「『母親の気がすむまで話を聞いてあげたり』『虐待行為への吐露に傾聴』することで、『しんどそうな』気持ちを理解し、『母の内なる罪悪感からの開放』とともに、『(子どもと同様に)自分を認めてほしい』という(母)親の思いを受けとめていくことにもなる」という。この記述等からわかるように、わが子の行為が「トラブル」として伝えられることに敏感であり、「虐待行為」を「吐露」したい気持ちや「罪障感からの開放」を求めている、「虐待(の疑い)」を指摘されることに警戒感をもっていた。

### (3) 「介入」型の問題Ⅱ

さらに、「介入」型システムは、不安や困難を抱える養育を「親の自助努力の問題として個人化」することによって、相談のしにくさを強めることにもなった。

この点に関連して萩原は「国の貧困対策大綱は、体系そのものが家族主義的な性質を持ち、保育所はもっぱら保護者が育児における責任を果たすための家庭教育支援の場、就労促進の場として把握されている。母親の養育のあり方や家族の養育責任を問題化することで、『子どもの貧困』を貧困問題としてではなく、親の自助努力の問題として個人化する新自由主義的な社会的合意を導出していくのである<sup>(15)</sup>」とも指摘する。

萩原の指摘は、主として貧困問題への視点を提示したものであるが、貧困と結びつくことも多いと言われる今日の虐待問題を考える際にも貴重な視点と言える。つまり、先に論述した虐待概念の広がりには、結果的に子育ての不安や混乱に直面した親の自己責任を問い、「自助努力」を求めて孤立化させ追い込み、困難を増幅させている側面があることを見落としてはならない。

## 第2節 保育所における「支援」型の保護者支援とその意義

### (1) 「支援」型の保護者支援

本稿の分析を通して、今日の保育現場での虐待や「気になる」子どもとその親との関わりにおいて、保育士の意識や葛藤、苦勞がリアルに語られており、多くの貴重な示唆を得ることができた。保育士は毎日の子どもの生活、保護者とのコミュニケーションの取り方、信頼関係の構築、子育て不安や困難の解決にむけてアプローチし、苦勞しながらも、着実に丁寧に日々積み重ねている。保育士は常に子どもの成長を見つめ、保護者と子育ての不安や困難なことも、新たな発見や育ち合う喜びをも共感しながら、子ども支援と保護者支援を試みている。

このように保育所等で行われている日々の営みは、子育て中の家庭に起こる、育児不安や混乱を広く、虐待として捉え、矯正的に個別その児童や家庭、親の問題にし、法的に家族を取り締まる「介入」型ケアシステムとは決定的に異なっていた。むしろ、その対極にあって、子ども、親を支える「支援」型ケアシステムの営みであることが明らかになった。

## (2) 「子育てに求める基準」とは

子どもは多様な人格、環境、生き立ち、家族、友だち等の中で生きている。たとえ双子であろうと同年齢であっても、1人として大人が持っている理想的な子どもモデルをコピーした子どもはいない。発達の足跡も様々である。時にはいたずらもするし、ケガもする。親に注意されてマンション中に響きわたる声で大泣きすることだってある。子育てには手間もかかるし時間もかかる。親も仕事や日常生活が忙しくゆとりもなく、イライラが爆発する時だってある。夫婦喧嘩する時もある。その1つ1つが虐待に結び付けられては、親は追い詰められてしまう。

この点に関連して、アイリーン・ムンロー（ロンドン大学LSE）はこう指摘する。つまり、「『虐待』という語の意味を広げすぎ、子育てに関わるありとあらゆる問題をそこに盛り込んできてしまったことが、まず問題だったのだ。だが親を虐待者と名指すのは、よくよくのことだ。虐待者と疑われるのは、それだけでもとてつもなく辛く、恐ろしいことなのだろう。犯罪者同然に扱われるのではと思うとなかなか援助を求めに来る気になれなくても無理はない。私たちに必要なのは、虐待概念を二分することではないだろうか。一つは虐待、もう一つは子育て困難あるいは子育て不安。子育て困難や子育て不安に対しては、懲罰主義ではなく、親が親として成長できるような支援を目指せばいい。ただ、虐待をどう定義するにしても、みんなが合意している定義である必要がある。単に専門家の間だけでなく、一般社会でも合意されていなくてはならない。つまり、子育てに何が求められているのか、何をしたら批判されてもやむを得ないのか、子育てする親に了解されているほうがいいし、求められる程度は現実的であるほうがいい。子どもの未来に期待を持ちつつも、子育てに求める基準は、ごく当たり前の親が無理だと感じない程度のところで折り合いをつけなければならぬだろう。これ以上子育てを難しくしなくても、ただでさえ出生率は充分すぎるほど低いのだから<sup>(11)</sup>」と。

本稿の分析から、保育士は毎日子どもとの生活、保護者とのコミュニケーションの取り方、信頼関係の構築、子育て不安や困難の解決にむけてのアプローチに向けて苦勞していることが確認できた。

このことは、ムンローがいうように、子育て困難や不安を「虐待」として捉え社会的「懲罰」の対象として取り締まるのではなく、親が親として成長できるような「支援」につなぐことであつたと言える。つまり、「子育てに何が求められているのか、何をしたら批判されてもやむを得ないのか」という「子育てに求める基準」について「ごく当たり前の親が無理だと感じない程度のところで折り合いをつける」ことができる、現実的な「社会的モデル」づくりだとも言える。

## (3) 「社会的空間的レジリエンス（回復力）を生み出す場」としての保育所

いろいろな背景や人間性を併せ持つ親、特に多くの母親は、子どもの養育の責任とともに、家族のライフステージにおけるライフイベントの変化を考えて対応に悩み、日々遭遇する新たな



事象にも取り組みながら、解決に向けてのアプローチをしていることも確認できた。「日常の保育実践の積み重ねが子どもの主体性を引き出し、親の思想や体験をも変化させることは、困難を抱え子育てに悩み出口の見えない日常に一筋の光をもたらす」と保育士は感じている。

この点で、保育所はまさに、「子育て期の家族にとって、社会的空間的レジリエンス（回復力）を生み出す場<sup>(15)</sup>」である。そして子育て期の家族が「次のステップ」へと踏み出すための「保育」を生活に織り込んでいく。リスクや育児の不安や混乱、虐待の芽を予見し、その親が必要とする「レジリエンス（回復力）を生み出す場」を今ある保育体制から引き出し、作り出していく。また、家族は、保育所がもつ空間的、時間的資源を得て、「生活の平準化の基盤や糸口を見出し、社会関係や生活パターンが揺らいでも『この保育所がある』ことで、その変化を『生活』として再統合し、子どものいる生活を維持していく<sup>(15)</sup>」のである。

保育士への信頼と親同士のつながりを築き、ともに成長できたことを喜び、将来を明るく感じてもらえる、子どもと親を増やしたい。

## お わ り に

9月11日京都新聞朝刊に、「目黒虐待死母懲役8年確定、被告・検察が上訴権放棄」と報道されていた。「被告と検察側の双方が上訴権を放棄し刑が確定した。優里被告は判決について、『私はあまりにも無知だった。これから社会の仕組みなどを勉強したい』と語っていた。」と報道されていた。もう一度虐待とは、親への支援とは、子育てとは何なのかに思いを馳せながら「結愛へ（目黒区虐待死事件母の獄中手記）」をもう一度読み返した。船戸優里（2020）の手記を読み返す中で、児童虐待の背景に精神的DVが複雑に入り込んでいたり、親の価値観の押しつけ、自己肯定感の低さ、また行政や警察、児童相談所の介入の課題も浮かび上がってくる。「結愛は体を張って、私と息子をあの地獄の日々から救い出してくれた。（中略）子供たちを守るためにはたくさんの仲間が必要だと知った。仲間からたくさんのことを学びたいと思った。そしていつか私も、強い母になりたいと思った。完璧じゃなくてもいい。時には弱くてもいい。だけど強く、強く、強く、ありたいと思う<sup>(16)</sup>」とあった。杉山春（2017）は言う、「誰もがSOSを求めて声を上げてもいいのだということが常識になり、良質なリソースが社会に溢れるようになれば、子どもたちも、親も元気を取り戻すのではないか<sup>(17)</sup>」と。優里さんと結愛ちゃんの家族が「レジリエンス（回復力）を生み出す場」とつながっていたら、優里さんは、結愛ちゃんのお母さんだったし、これからも結愛ちゃんのお母さんでありえたかもしれない。

### 〔注〕

- 1) 修士論文（2017）「保育所における児童虐待の発見と通告に関する調査研究」では、保育所・保育士へのアンケート調査およびインタビュー調査を通じて、児童虐待の通告を捉える保育士の意識と保育所の実態を把握することができた。アンケート調査票は600名で、有効回答数は230名（38.3%）

だった。その研究結果から、虐待の通告を捉える保育士の意識と保育所の実態に関して、多くの示唆が得られた。

- 2) Eileen Munro：児童福祉学を専攻するロンドン・スクール・オブ・エコノミクス名誉教授 日本語表記では、「ムンロー」または「マンロー」とカタカナ表記されている。

#### 〔引用文献〕

- (1) 厚生労働省ホームページ ([http://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/hakusyo/](http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusyo/) 情報取得日 2020.9.10 統計情報・白書 福祉行政報告例 49 表より抽出)
- (2) 京都市ホームページ (<http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000271927.html>) 令和元年度（平成 31 年度）における児童虐待相談・通告等の状況及び被措置児童等虐待の状況について 京都市情報館広報資料 情報取得日 2020 年 9 月 10 日 24
- (3) 子ども虐待の予防とケア研究会編（2020）月刊情報誌ハートライン .204. 第一法規 .23
- (4) 滝川一廣（2017）子どものための精神医学 .医学書院 .327
- (5) 厚生労働省編（2019）平成 30 年度版厚生労働白書 .日経印刷
- (6) 内閣府編（2019）令和元年度版子供・若者白書 .日経印刷
- (7) 厚生労働省編（2019）世界の厚生労働 2019. 正陽文庫 .100-101
- (8) 島山由佳子（2019）「子ども虐待ケースに対する区分対応システムでの支援型対応実践モデルの開発的研究」. 日本学術振興会学術研究助成基金助成金（基礎研究 C）助成最終研究成果報告書【課題番号】 16K004248
- (9) 全国保育団体連絡会・保育研究所編 2015 年度～ 2019 年度版保育白書 .ちいさななかま社
- (10) 保育と虐待対応事例研究会編（2019）保育者のための子ども虐待対応の基本 .ひとなる書房
- (11) アイリーン・ムンロー「子ども保護の今後の発展」（小林美智子・松本伊智朗編著（2007）子ども虐待 介入と支援のはざまで―「ケアする社会」の構築に向けて）. 明石書店 .64-86
- (12) 吉田直哉・鈴木更紗（2020）翻訳・「子ども保護に関するマンロー報告（最終版）概要：子ども中心システムに向けて」. 敬心・研究ジャーナル .78
- (13) 日本子ども家庭総合研究所編（2005）子ども虐待対応の手引き .有斐閣 .39-59
- (14) 大谷尚（2019）質的研究の考え方―研究方法論から SCAT による分析まで .名古屋大学出版会 .278-333.364-368
- (15) 萩原久美子（2019）遊び・育ち・経験―子どもの世界を守る .明石書店 .288-319
- (16) 船戸優里（2020）優愛へ―目黒区虐待死事件母の獄中手記 .小学館 .223-225
- (17) 杉山春（2017）児童虐待から考える―社会は家族に何を強いてきたか .朝日新聞出版 .150-176.190-214

#### 〔謝辞〕

本論文作成にあたり、修士論文作成時（2017）に実施した、保育所・保育士へのアンケート調査およびインタビュー調査の自由記載欄の質的分析を行った。アンケート調査等に協力して下さった京都市の保育士の皆様や関係者の方々に心より感謝申し上げます。

（たかはし のぶお 社会福祉学研究科研究員）  
（指導教員：渡邊 保博 教授）

2020 年 9 月 29 日受理